

第3号様式

令和7年度第2回社会教育委員会議 会議録

(令和7年7月23日作成)

1 開催日時

令和7年6月24日(火曜日) 午後3時00分から午後4時40分まで

2 開催場所

県合同庁舎 3階 分室会議室1

3 出席者

(1) 委員 草野 滋之、佐原 摩貴子、平尾 美佐、丹間 康仁、

磯野 一男、鶴見 一義、石川 康二、長尾 常史

(2) 職員 生涯学習部長、社会教育課長、文化課長、青少年課長、

生涯スポーツ課長、中央公民館長、東部公民館長、

西部公民館長、高根台公民館長、西図書館長、

市民文化ホール館長、郷土資料館長、青少年センター所長、

健康づくり課長、健康づくり課主任主事

(3) 事務局 社会教育課職員

4 欠席者

高橋 利明、能勢 恵美

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

(1) 社会教育関係団体への補助金について(公開)

①健康づくり課(59団体)

②青少年課(10団体)

(2) 協議事項(公開)

①社会教育課

・船橋市社会教育関係団体の登録について

・船橋市生涯学習基本構想・推進計画検討委員会委員の推薦について

(3) 連絡・報告事項(公開)

①生涯スポーツ課

・船橋市民駅伝競走大会の開催方法変更について

②郷土資料館

・船橋のこどもたち

・東京六大学野球栄光の100年～吉澤野球博物館の宝～

・第24回縄文コンテンポラリー展 in ふなばし

・とびはく大冒険

6 傍聴者数(全部を非公開で行う会議の場合を除く)

0人

7 決定事項

- (1) 社会教育関係団体への補助金の交付について意見聴取を行った。
- (2) 船橋市社会教育関係団体の登録について意見聴取を行った。
- (3) 船橋市生涯学習基本構想・推進計画検討委員会委員に草野委員長を推薦することを決定した。
- (4) 連絡・報告事項について、質疑応答及び意見聴取を行った。

8 問い合わせ先

教育委員会 生涯学習部 社会教育課

電話：047-436-2895

午後 3 時 0 0 分開会

○草野委員長

それでは、これより令和 7 年度第 2 回社会教育委員会議を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、委員定数の半数以上となっておりますので、船橋市社会教育委員の会議運営に関する要綱第 6 条に基づく会議の成立委員定数を満たしておりますことから、本日の会議は成立していることをご報告させていただきます。

また、船橋市情報公開条例第 26 条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則公開とされていることから、傍聴人の受付をしましたところ、傍聴人の希望はなかったことを報告いたします。

それでは、これより次第に沿って会議を進めてまいります。

まず、次題の 1 番、「社会教育関係団体への補助金について」です。本事項につきまして、団体に対し意見を求める際、その団体に関係する委員は一時退席をお願いいたします。

では、健康づくり課より説明をお願いいたします。

○健康づくり課長

健康づくり課の豊田と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

社会教育法第 13 条、地方公共団体が社会教育関係団体に対しまして補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員の会議で意見を聴かなければならないとする規定に基づきまして、意見をお伺いするものでございます。

それでは、健康づくり課からは、例年、協議をお願いしてございます「アクティブシニア介護予防補助金」についてご説明させていただきます。対象となるページ、資料 1 ページから 4 ページとなります。

今年度の補助申請を行った団体数、合計 76 団体でございます。そのうち社会教育関係団体、資料 3 ページ、4 ページのとおり 59 団体となっております。

ここで、アクティブシニア介護予防補助金の概要についてご説明させていただきます。資料 1 ページ、2 ページをご覧ください。

本補助金は、地域の体操教室や趣味・サークル活動など、いわゆる「通いの場」において住民が介護予防活動を行う団体に、健康づくり課の予算で補助することを目的としてございます。

対象となる団体の要件といたしましては、活動に参加する者のうち 8 割以上が 65 歳以上で、市内に住所を有している者であること、週 1 回以上の活動をしていること、対象となる体操を 1 回当たり 30 分以上行っていることなどを要件としてございます。

補助の上限といたしましては、補助対象経費総額の 80%、1 団体につき 10 万円となっております。なお、予算での補助となることから、こちらを最大値と考えていただければ幸いです。

今年度の申請受付は 5 月 1 日から 31 日までの 1 か月間受付をしまして、昨年度の申請団

体に申請漏れがないよう、締切り2週間前に個別で各団体にお知らせしたほか、広報ふなばし、市ホームページにて周知をするとともに。募集要項を公民館などの窓口に配架して受付をさせていただきました。

本日の会議であらかじめご意見をお伺いした上で、申請団体に対し、7月下旬頃に交付決定通知を送付させていただきます。その後1年間全ての活動が終了し、令和8年の4月中に活動の実施報告をいただき、審査後に補助金を確定し、お支払いする流れとなっております。

詳細な補助要件は2ページに記載してございます、①から⑨の要件を満たすことをお願いしてございます。そのうち⑨で、社会教育関係団体補助金申請時にその旨を申し出ることも定めさせていただいております。

補助の対象となる経費につきましては、活動場所の使用料、消耗品費、活動時の怪我に備えて加入する傷害保険などを対象としてございます。

説明は以上でございます。社会教育委員の皆様にご意見を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

昨年度同様の工事により閉館となる公民館がございますが、各サークル、団体の皆様も工夫しながら会場を変更して開催してございます。もちろん会場も補助金の対象となります。

健康づくり課からは以上でございます。

○草野委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事項につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○磯野委員

磯野です。また教えてください。

昨年度も同じ説明を受けたので大体覚えているんですけども、また同じことを聞きたいと思います。

私、「体操」という言葉にすごく引っかかっているのです。体操とスポーツという表現が中に何か所か出ていますけれども、体操教室という言葉だとか、運動機能の向上を目的とした、「四肢体幹を動かし」という堅い言葉が載っていたりしていますけれども、一般的に言う体操は目的的行うものなので、体を自由に動かせるように正しい動きをして、屈伸をしたり伸脚をしたり、あるいは腕回しをしたり、跳んだりはねたりといろいろあります。正しい動きをするためにやるんですけども、その体操の考え方をまず念頭に置くと、謝金のことも今日言っていました。そういう動きを正しく教えてくれる方に対する講師料は補助対象に入らないと書いてありますけれども、これについて私はどうも納得がいかないんです。去年も同じ説明を受けている。だからまた聞きます。もし体操という言葉を使うのであれば、体操の後ろに「(運動)」という言葉を使ってくれば私も納得します。

でも、体操という言葉で限定したときに、やはり私の中では、だったら講師謝金につい

ても、市内で優秀な人がたくさんいるというのはよく分かっています。そういう研修会を受けた方が講師になるからというお答えでした。その方もそうだけれども、市内以外にもたくさんよい体操の実践者もいますし、公的の方もいっぱいいますので、よい動きを習うにはそういう方々の謝金なども認める予算、そういう配慮をしたほうがこの補助金の使途に合うような気がするんですけども、そのことについて教えてもらえればと思います。

○健康づくり課長

要項上でこちらのほうで記載させていただいている補助対象となる体操の例、こちらは健康づくり課で作成しておるものでございますが、その中で健康体操、介護予防体操、ストレッチ体操、リズム体操、諸々ございまして、シルバーリハビリ体操、気功、太極拳等、様々な、体操という括りにさせていただいてございますが、体を動かすものという理解もございます。

その中で今、委員のおっしゃったような「(運動)」の括りというものも、あながち遠い話ではないかと思います。今回こちらのほうで体操の例ということで簡単にご紹介させていただきましたが、広義で体操ということで見ていただければ、大変助かるところでございます。

あと、もう1点は謝金の話でございますが、今回、社会教育関係団体以外におきましても、様々な分野の申請がございまして、運動系に多く申請団体がございまして、その中でも社会教育関係団体に含まれるところで、スポーツ吹き矢とか、委員のおっしゃるような体操と近しくないという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、そういうようなものもございまして。あと、卓球、ヨガ、様々な体を動かすスポーツに類した団体が多く申請されてございます。

そうすると、その中で指導者がどのような体操、運動を指導できるかというところになるかと思います。その中で、補助対象になる、ならないという判断をできかねるところも多かろうございます。そういう意味でも、指導者への謝金という形ではなく、私どもは全体の指導される方に対して、交通費という形で補助対象を1つ括って補助させていただいています。

簡単でございますが、以上でございます。

○磯野委員

ありがとうございました。

○草野委員長

では、そのほかで何か、ご意見は。どうぞ。

○丹間委員

ご説明ありがとうございました。

対象となる体操例のところに①から⑭までありまして、⑭がその他ということで、13個の例示以外のものをここで幅広く受け止めていると思います。かなり多様な体操というか運動がなされていると受け止めているのですが、実際のところ、この3、4ページの59の申請のあった団体の活動内容との関連性はどのようになっているのでしょうか。例えばヨ

ガを活動内容としているサークルさんがヨガを 30 分以上するという事は、もはや通常の活動ですし、また、太極拳のクラブや同好会さんが太極拳をしているというのもそうだと思いますけれども、そうではない団体が実際にあるのでしょうか。つまり 30 分以上の体操を行うということで、ふだん団体の方々がやっている活動にどれぐらい影響があるのでしょうか。30 分確保しないといけないということで、ふだんの活動に支障があるのか、あるいは、そうではなくてふだんの活動がより促進されるようなことになっているのかという点を、社会教育の視点では確認したいということです。その辺りの実情を教えてくださいましたらと思います。

○健康づくり課長

サークル種別ごとの補助対象となる活動内容が様々ございまして、例えば太極拳は太極拳をやっている、そういうところは多くありますが、ダンスのサークルさんですとストレッチ体操をしております。ピラティスはピラティスをやっています。ラジオ体操をやっているサークルさんもございます。直接自分のサークルさんと行動が伴っていないようなところも。ただ、それ以外にも、例えば 1 つの運動だけを考えると、使う体の筋肉、違うところを動かすのもまた一つの手だと思います。ラジオ体操がいい、悪い、ストレッチがいい、悪いという形ではなく、参加して体を動かしていただいて、健康の一助にいただければと思います。そういう意味でも、結構ばらばらな動きをしている。ストレッチ体操やラジオ体操をやっているというところもいくつかございますので、そういうところを見ていただければと思います。

○草野委員長

ありがとうございました。

59 の申請団体の活動内容で見た場合に、体操というものの位置づけがかなりサークルによって違っていることがあるということですね。まさに体操もかなり重要な活動として位置づけてやっている、そういうサークルもあるだろうし、本来のサークルの目的が付随する形で、その一環としてやや軽い位置づけで体操を位置づけているところもあると思います。だからかなり濃淡があるというか、ばらつきがあるという感じがします。本来のそういったサークル活動に多少付随する形で体操が位置づけられていれば、それは認めるということですね。分かりました。

よろしいでしょうか。

○鶴見委員

鶴見です。今いろいろとお話を伺いまして、例えば吹き矢というのがありますよね。私も時々塚田公民館へ行くと、吹き矢をやっているらしいです。公民館は大体、4 時間とか 3 時間。その中で 3 時間一生懸命吹き矢をやっているらしいんですが、運動機能を高めるために、その前に例えばストレッチ体操をやったり、このお話というのはそういうのが体操になっているのかなという気がするんです。そうすると、それは運動に関わらず、いろんなサークルでも多分やっているんじゃないかと思います。その辺が皆さんははっきり区別がつかないので、少し何というか不信がある。不信があると言うとちょっ

と語弊があるんですけれども、少し分からない部分があるというようなことではないかと僕は理解しています。それだけのことです。失礼しました。

○丹間委員

確認ですけれども、3 ページ、4 ページの一覧の表の活動内容の列は、各団体の活動内容なのか、あるいは先ほど指摘させていただいた①から⑭までの内容なのか。私は前者だと思って質問させていただいたんですけれども。

○健康づくり課長

こちらの活動内容につきましては、各サークルの通常の活動内容になります。すみません、混同させるような説明をしました。通常の活動内容と異にするようなラジオ体操とか、そういうようなことをやっているところもあるというご紹介を先ほどさせていただきました。

お話の途中ですけれども、30 分という括りをこちらのほうはさせていただいていますが、15 分、15 分と分けてもらっても、前半 15 分、後半 15 分、全体で 30 分運動、体操をしていただきたい。それに伴って、心身、健康になっていただきたいということがこの流れでございします。変な言い方をすれば、準備運動、整理体操という形でやっているところもあるかもしれないですし、運動というところの 1 項、体操というところの 1 項をこちらのほうで活用していただいて、健康になっていただきたい。そういうような補助金でございします。ぜひ、皆様のほうでも、関係する関係団体があればご紹介していただければ助かりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○磯野委員

会議を長引かせたくて言っているわけではないのですが、丹間先生が言いましたけれども、活動内容そのものが大事で、これはスポーツや武道と言わないで、運動という括りで全部入ると私は思うんです。

介護予防というのは運動することが大事なので、課長が言われるようなことを考えると、そこが私はメインだと思うんですね。そうすると、スポーツを除くではなくて、30 分以上のこれらを例示するような運動を続けていくことを目指して補助金を出すと考えたほうが一般的にみんな理解するのではありませんか。厚生労働省のホームページもそんなふうに書いてありませんか。お願いします。

○健康づくり課長

今回こちらで各団体にご用意させていただいています補助金につきましては、どのような行動をしている団体であるかどうか、こちらのほうも把握できないという点もございまして、その中でサークルで活動しているものと併せて体操をしていただきたい。そういう旨で補助を行っているものでございします。そこも含めてご理解いただければと思います。

○草野委員長

ありがとうございました。

ほかにこの件に関してはよろしいでしょうか。

では、次に行きます。次第 1 番の（2）、青少年課より説明をお願いいたします。

○青少年課長

青少年課でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

青少年課が所管する補助金を交付している社会教育関係団体は、資料の5ページから9ページの一覧に記載させていただいております、船橋市PTA連合会、船橋市青少年相談員連絡協議会、ほかに青少年育成団体として、船橋市青少年の環境を良くする市民の会、船橋市国際親善の会の4団体。青少年団体としまして、ガールスカウト千葉県連盟船鎌地区、船橋市子ども会育成連絡会、ボーイスカウト船橋市連絡協議会、船橋市野球協会少年学童部、船橋市海洋少年団、船橋市青少年友の会の6団体、合計で10団体でございます。

本日の資料では、10ページから68ページにかけまして、それぞれの団体ごとに、令和7年度補助金の交付申請書、令和7年度事業計画書及び収支予算書、令和6年度事業報告書及び収支決算書を添付してございます。いずれの団体も、それぞれの設置目的に基づき、主に青少年の健全育成のための活動を行っているところでございます。

10団体のうち、船橋市PTA連合会と船橋市青少年の環境を良くする市民の会を除くほかの8団体につきましては、例年5月の2週目の日曜日に運動公園で行われております、今年は58回目となりましたけれども、少年少女交歓大会に実行委員として参加していただいております。また、船橋市青少年相談員連絡協議会と青少年団体の多くは、これも例年夏に行われているのですが、津別町との交流事業にもご協力いただいているところでございます。補助金はそれぞれの補助金交付要綱に基づき算定され、今回、各団体とも、これは市の予算額でもあります補助金交付限度額内で交付申請がされているところでございます。

補助率は、補助対象経費の50%以内を原則としておりますけれども、No.1の船橋市PTA連合会につきましては、資料にも記載させていただいておりますけれども、研究会、講演会、講習会、広報誌の発行などに対しましては、対象経費の80%以内、ひまわり110番事業のプレート購入費につきましては、対象経費の100%を補助率としています。

また、船橋市青少年相談員連絡協議会につきましては、青少年相談員は市から委嘱を行い、青少年のための活動をボランティアとして行っており、他の収入も見込めないという側面もありまして、運営費、事業費を対象経費として全額補助しているところでございます。

また、船橋市青少年の環境を良くする市民の会、No.4につきましても、原則補助対象経費の50%以内ですけれども、これも報償費、印刷製本費、研修費、啓発活動費につきましては、対象経費の75%以内の補助率とさせていただいております。

なお、10団体全ての団体に補助金は概算払いとして交付して、年度末に実績報告をもって精算する予定となっております。

簡単ですが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○草野委員長

では、これより、ただいま説明がありました10団体について意見を伺いたいと思います。団体に関係する委員の方には、一時退席をしてもらいます。関係する団体が多い委員の方

もいますので、意見を伺う団体の順番を変更してもよろしいでしょうか。今日は能勢委員が出席予定だったのですが、欠席の連絡があったということで、本来であればいらっしゃって一時退席ということになるのですが、欠席ということですので、そのまま進めさせていただきます。

では、2番目になります。ガールスカウト千葉県連盟船鎌地区の補助金の交付についての意見から伺います。

ガールスカウト千葉県連盟船鎌地区の補助金の交付につきまして、委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

○磯野委員

磯野です。昨年も申し上げましたけれども、ガールスカウトとボーイスカウトのいいなと思ったところを言わせていただきます。計画書や実績報告を読ませていただきましたけれども、事業内容や目的を書く欄がございます。その文章がすごく丁寧に中身が分かるような書き方をしてくれていますので、私でも理解できました。いい資料をつくってもらっているような感じがいたします。ほかの団体も多分いい資料だと思いますが、後でまた聞きたいと思います。子ども会と学童野球で聞きたいことがあります。そのときまた意見を申し上げます。

○草野委員長

では、ほかに、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特にご意見はありませんでしょうか。

続きまして、船橋市PTA連合会の補助金の交付についての意見を伺いますので、船橋市PTA連合会と関係のある佐原委員は一時退席をお願いいたします。佐原委員は、この後の船橋市青少年相談員連絡協議会と船橋市青少年の環境を良くする市民の会にも関わりがありますので、3団体分の意見聴取が終わるまで退席していただきます。

(佐原副委員長 退室)

○草野委員長

では、船橋市PTA連合会の補助金の交付につきまして、委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

私のほうから1点だけ質問させていただきます。予算の15ページの特別会計のところですが、一番上のほうで、P連史発刊事業費ということが書いてあります。これはPTA連合会の歴史について発刊するという予定で予算が組まれているということでしょうか。

○青少年課長

委員長おっしゃるとおりで、令和13年度に80周年を迎えるらしいのですけれども、70周年のときには歴史の冊子を300部つくったとお伺いしております。次回、令和13年に何部つくるのか、そこまでは確認していないのですが、委員長おっしゃるとおり、そのような経費でございます。

○草野委員長

分かりました。非常にPTAの歴史は長い、80年近くということで、かなり長い、まさ

に戦後史とほぼ匹敵するような歴史を持っているわけですが、今PTAの在り方が随分問われているというか、新しい在り方を模索している中ですから、歴史をまとめる作業は大変貴重な取組だと思います。かつてPTAに関わった方のインタビューとか、PTAの連合会がどういう役割を果たしてきたのかというような、戦後のいわば社会教育関係団体の非常に重要なものであったPTAというものの存在意義、そういうものを改めて歴史を振り返る中で浮かび上がらせる、そういう意味を持っていると思います。この冊子はいつ頃刊行される予定ですか。

○青少年課長

先ほど申し上げたかもしれませんが、令和13年度に80周年を迎えると聞いておりますので、令和13年度まで恐らく積み立てて、その年に発刊するのではないかと考えております。

○草野委員長

分かりました。歴史を振り返る中で、PTAの意味というか、存在意義が改めていろんな光が当たってくるような気がしますので、期待しております。よろしくお願いいたします。

ほかに、ご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続きまして3番目ですが、船橋市青少年相談員連絡協議会の補助金の交付についての意見を伺います。何か委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

特にご意見、ご質問がないということでよろしいでしょうか。

では、続きまして、4番目ですが、船橋市青少年の環境を良くする市民の会の補助金の交付についての意見を伺います。この件に関して、委員の皆様からご意見、ご質問ございますでしょうか。

ご意見、ご質問がないということで、次に進めてよろしいでしょうか。

以上で、佐原委員が関わる団体に関しての審議が終わりましたので、佐原委員は入室してください。

(佐原副委員長 入室)

○草野委員長

では、続きまして、残り6団体の補助金の交付につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問ございますでしょうか。

○磯野委員

船橋市子ども会育成連絡会について、聞いてもよろしいでしょうか。7ページにありますけれども、私が聞きたいのは42ページです。3号様式が出ていまして、ちょっと字が読めないんですけど、資料参照と書いてあるのかな。育成連絡会で、子供の数や大人の数がでていなくて、「総会資料参照」と書いてあるように見えますが、多分これは43ページに書いてあるのかなと思います。様式なので、様式に書いてもらったかどうかは私と思いますが、担当課のほうで助言したのか、これを認めたのか。

ちょっとおかしいと思うのは、数が入っていない。参加人数や、どんな事業なのかの

説明だとか、このぐらいの想定人数だというのを書くように様式では定めています。それが斉藤守さんのところでやった総会資料によると見えないので、これを認めているわけを教えてください。

同じように 45 ページに子ども会育成連絡会の 6 年度実績があります。300 人ぐらいのお子さんたちが多分いるんじゃないかなと思うんですが、そう考えたときに、6 年度事業の実績を見てみますと、やけに少ないなと、気がついたというか目に飛び込んできました。

「船橋市をきれいにする日」とか、「助け合い募金」だとか、これは子供たちがどんどん活動することではないかと思うんですが、子供の数がすごく少ないという感じがしました。子ども会としてこれでよろしいのかどうか。多分審査をした方々は分かっていると思いますので、その辺のことを教えてください。

○青少年課長

ご意見ありがとうございます。委員のおっしゃることは、ごもっともだと思います。今年度は受け付けてしまっていますけれども、追加で書類はいただきたいと思います。

あと、子供の参加が少ないことにつきましては、人数的には 300 人程度の会員がいると思うのですが、もうちょっと子供をたくさんという指導はしていませんし、参加人数が少ないということまでは確認をしていないところでございます。

○磯野委員

分かりました。

○草野委員長

では、ほかにいかがでしょうか。

○鶴見委員

鶴見です。国際親善の会ですが、船橋市はどこの外国の方が多くて、それは毎年増えている傾向にあるのか、その辺の情報があれば教えてください。

○青少年課長

中国、ベトナム、ネパール、フィリピンからの人々が多くなっています。

○草野委員長

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○磯野委員

野球の話をしていいですか。

○草野委員長

どうぞ。

○磯野委員

学童野球のことです。資料は 54 ページです。私たちのスポーツ協会の監査をみんなでやりまして、実績報告が上がってこないところには、分配金を出すのをやめました。違った内容で使いますので、そちらのほうに回しました。たしか 2 つぐらいの団体で出していないところがあるんですね。資料に上がってこない駄目だ、実績が見えないということで、そんなことを監査でやりました。

多分どこかで学童もやっているんだと思うんですけど、この 54 ページを見たときに、登録料も高いと思っていますけど、歳出のところを見て、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信費、保険料を使っていないんです。こういう運営ってありますか。研修費という名目で大会運営費と特別事業費ということで出しているんですが、これを受理しているということですので、何か説明を受けたのかどうか。これはいいのかなと私は思うんです。報償費や運営費がいっぱいかかる、プログラムをつくったりして、通信費も使うし、印刷製本費もかかるとは思いますが、これが全く計上されていない。不思議だなと思っているのと、対象外経費の渉外費がやけに高い。中身は補助金対象外だから詮索しないほうがいいのかもしれませんが、渉外費が高いというのはどういう意味かなと、団体の経営として思います。

スポーツ協会はそういうところをしっかりとやろうということで、みんなで改善をしているところです。青少年課のほうでも、もしそういうことをやられていましたら教えてください。

○青少年課長

基本的には、団体監査を受けて書類が出てきていると認識しておりますので、こちらでは大会運営費の 27 万 7,172 円の領収書を全部出してくれとか、そういうことはしていないところでございます。

対象外経費につきましては、渉外費が高いかどうかについては、分かりかねるところでございます。

○磯野委員

分かりました。

○草野委員長

ほかにいかがでしょうか。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

では、ご意見、ご質問がないということで、次に進めさせていただきます。

次第の 2 番目です。協議事項の（１）社会教育課のところでは、社会教育課より説明をお願いいたします。

○社会教育課長

社会教育課でございます。船橋市社会教育関係団体の登録についてご説明します。資料は 69 から 91 ページとなりまして、まず初めに 90 ページをご覧ください。

社会教育関係団体は、「船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準」第 2 条において、教育委員会に登録する要件が定められており、同基準第 3 条の規定では、市内全域を対象とする団体及び連合組織団体にあつては社会教育課長に、一地域を対象とする団体及び特定の公民館を主たる活動の場所とする団体にあつては当該公民館長に登録を申請するものとされています。また、同基準第 4 条におきまして、社会教育課長は、申請のあった団体について、社会教育委員の会議の意見を聞き、教育委員会に登録をするものとしております。

そこで、申請のあった市内全域を対象とする団体及び連合組織の継続団体について、引

き続き教育委員会に登録するに当たり、ご意見をいただくものでございます。

資料の 69 から 70 ページをご覧ください。

今回、改めて社会教育関係団体として登録申請のあった 59 団体についてご審議をいただきたいと思います。資料には参考として、今回登録申請のなかったものの、令和 5 年度に登録のあった団体をグレーの網かけで記載しております。また、資料の右側の欄には、令和 5 年度登録時の会員数と、令和 5 年度と令和 7 年度の会員数を比較した増減比を記載しております。令和 5 年度登録時と比較し、文化課所管の団体申請が 3 団体減、次のページに行きまして、青少年課所管の団体申請が 1 団体減となっております。また、船橋市 P T A 連合会については、社会教育課から青少年課所管へと変わっております。

令和 7 年度の団体登録は、更新申請団体が 58 団体、6 万 8,081 人、新規申請団体が 1 団体、130 人であり、合計で 59 団体、6 万 8,211 名です。令和 5 年度の団体登録と比べると減少傾向にあります。

続きまして、生涯スポーツ課長から、新規で申請のあった一般社団法人船橋市ユニバーサルスポーツ協会の内容について説明させていただき、その後にご審議をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○生涯スポーツ課長

生涯スポーツ課長です。新規団体、一般社団法人船橋市ユニバーサルスポーツ協会について説明をさせていただきます。申請に係る資料につきましては、71 ページから 89 ページでございます。

船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準第 3 条の規定に基づき、一般社団法人船橋市ユニバーサルスポーツ協会・高橋久吉会長より登録の申請がございました。基準第 2 条に規定されております登録要件を満たしており、また、必要な書類も資料にて掲示させていただいているとおりでございます。

当該団体は、年齢や国籍、障害の有無に関わらず、一緒にスポーツを楽しむことのできるユニバーサルスポーツの教室等の運営を通して、市内のユニバーサルスポーツの普及・推進を図り、障害者の社会参加促進と地域住民の健康維持・増進に寄与することを目的としております。

団体の設立は、平成 23 年 5 月に「船橋障がい者スポーツ協会」として創立し、以来、地域の障害者スポーツの普及・推進に努めてきたところ、地域スポーツの実態は、障害者スポーツやパラスポーツというより、障害の有無に関わらず、一緒にスポーツを楽しむことのイメージが強く、ユニバーサルスポーツこそが生涯活動のコアとして期待できるとして、令和 6 年 12 月に、「一般社団法人船橋市ユニバーサルスポーツ協会」に名称を変更しております。

団体の主な活動として、ボッチャや卓球バレーなど、障害者と健常者が一緒にプレーを楽しむことができるユニバーサルスポーツ教室を、船橋アリーナや公民館等で毎年開催しており、昨年度におけるスポーツ教室の開催は 144 回、参加人数は合計でおおよそ 3,000 人となっております。

今年度においては、前年度事業を継承し、ユニバーサルスポーツコンシェルジュとしての役割を担うため、新たに車椅子バスケットボール教室のスタートを予定しているほか、教室指導員の資質向上と各種教室のスキルアップに努めることとなっております。

また、千葉県障がい者スポーツ協会が行っておりますパラスポーツの体験会などに必要な競技用具の貸し出し、競技スタッフやパラアスリートの派遣などを行うパラスポーツコーディネーター派遣事業を活用して、卓球バレー交流大会などを開催し、年齢や国籍、障害の有無に関わらず、一緒にスポーツを楽しむ環境をつくり、パラスポーツの普及と理解促進を図っている団体となっております。

説明は以上です。

○草野委員長

では、ただいまの事項について、まず、船橋市社会教育関係団体の登録についてですが、委員の皆様からご意見、ご質問でございますでしょうか。

○丹間委員

ご説明ありがとうございました。市全体として、社会教育関係団体の数やその会員数の減少もある中で、今回新たな申請があったということで、大変ありがたいというか、喜ばしいことだと受け止めております。この団体は、名称変更前まで遡りますと、2011年（平成23年）の発足ということで、これまでかなりの活動実績があるということで、むしろこれまで登録されていなかったのはなぜだろうというか、今回こういう新たな登録に至った背景や経緯があれば、少し教えていただければと思います。

○生涯スポーツ課長

先ほども説明した中で、障害者スポーツをメインに普及活動をされていたわけですが、障害者だけではなく一緒に楽しむ、それをユニバーサルスポーツとしていきたいという考えの下、創立15周年をきっかけに一般社団法人化しまして、それと同時に、社会教育関係団体に申請をしようということだと聞いてございます。

○草野委員長

この「ユニバーサルスポーツ」という名称ですけれども、あまり私はなじみがなかったのですが、障害者スポーツというふうに言われたり、パラスポーツというふうに言われたり、その流れの中で、新たな意味合いも含めて「ユニバーサルスポーツ」というものが団体の名称になったということなののでしょうか。

○生涯スポーツ課長

障害者のみならず、一般の方々も同じように一緒に楽しんでいこうという理念がユニバーサルスポーツということで、これまでの障害者さんだけではなく、分け隔てなくスポーツを楽しんでもらいたいという理念で「ユニバーサルスポーツ」という名称にしたと聞いてございます。

○草野委員長

どうなんでしょうか、国際的な社会の流れの中で、日本だけではなくてヨーロッパとかアメリカとか、割とイギリスなんかは障害者スポーツの先進国と言われて、歴史も古いわ

けですけれども、そういう海外のユニバーサルスポーツの発展みたいなものに日本も呼応するといいますか、それに少し学んでというか、そういうことも含めてこういう名称になったのか、国際化の動きの中でこういう新しい名称を名乗るようになったのか、そういう国際化の影響というのはあるのでしょうか。

○生涯スポーツ課長

将来的な国際化を意識してというところまでお伺いしてはいないところでございます。私ども生涯スポーツ課としまして、ユニバーサルスポーツ協会さんの活動にいろいろ参加をさせていただいて、大会や指導者講習会を見させていただいているところですが、現状ですと、国際的なところというのはないようなものになっています。

こちらの団体が行っているのが、さっきお話ししましたボッチャであるとか卓球バレー、あまり皆さんなじみがないところであります。パラリンピックなどで開催されております車椅子バスケット、車椅子ラグビー、そういった競技が主体となるものの普及とは違っておりまして、ボッチャであったり、卓球バレーといいまして、卓球台を使って、1チーム6人が卓球台の周りに座って、専用の板でバレーボールのように1、2、3、3つ目で相手のコートに返すものですが、返すに当たっても球を全部転がします。ネットを超えるバウンドとかを使うのではなくて、球を転がして相手チームに。相手チームも6人のチームになっていますので、バレーボールのように3回までで相手に打ち返す。本当に誰でもがやれるようなものになっているスポーツを普及していくということとなっておりますので、競技スポーツとは違う視点のものとなっております。

○草野委員長

どうもありがとうございました。

○磯野委員

磯野です。賛成します。

ちょっと伺いたいのは、私どものスポーツ協会は、船橋市に住んでいる人、あるいは船橋市に通勤している人、それから、高校生とか大学生、船橋市にチームがあつてそこで活動している人をスポーツ協会の会員にしていますが、ユニバーサルスポーツ協会定款を読んだらそれがないので、広く千葉県中から船橋アリーナを目指して来るのでしょうか。市民体育館を使うのでしょうか。

○生涯スポーツ課長

ユニバーサルスポーツ協会さんが主催している卓球バレー交流大会に参加させていただいているのですが、そちらに参加してくるチームは、主に地域ごとの、船橋の中の地域のチームとして参加してくださっている方々で、ユニバーサルスポーツ協会の定款を見ますとそこまでの記載がないところですが、実際に参加されているのは、地域で組んだ6人のチームで参加してくださっているものとなっておりますので、市内の方の活動と認識してございます。

○磯野委員

市の体育館は、大きな体育館は2つしかありません。ほかに公民館もあつて、公民館を

今いっぱい使っていますが、どこでも運動する場所がなかなか確保できない。調整会議もすごく難航しているという話を聞きます。ユニバーサルスポーツの団体さんが仲間に入ってくるのは反対ではないのですが、やはり市民の方々を優先していかないと体育館が取り合いになってしまうということもあるし、公民館ももちろんそうだと思いますけれども、そういうことを考えた上での入会でしょうか。そこは考えていませんか。

○生涯スポーツ課長

船橋アリーナ等々の体育館の使用についてというところでございますが、先ほど申し上げましたように、対象は市民の方々ということになっていると認識しておりますので、公民館を使ったり、船橋アリーナを使うことについては、適正であるのかなと感じております。

○磯野委員

分かりました。

○草野委員長

では、ほかにこの件に関していかがでしょうか。ご意見、ご質問ありますでしょうか。

○鶴見委員

鶴見です。まず私自身よく分かっていない部分もあるので、ひょっとしたら全く変な質問をさせていただいているのかもしれないですけども、この社会教育関係団体に登録するということは、どういうメリットがあるのかなと。一番大きいのは、今、磯野さんから出ましたが、施設を減免金額で利用できるとか、そういったものはメリットなのかなと思いますが、その割には5万円くらいしか予算がないので、えらく少ないなと思います。市として社会教育関係団体として登録する意味がちょっとよく分からない部分があるので、その辺についてはどのようなお考えなのか。私は全然反対していないんですよ。反対していないのですが、そのところを意見を伺いたいと思います。

○社会教育課長

社会教育関係団体に登録する意味ということでございますけれども、社会教育法の中で定められている団体として活動されている団体の登録をしていただくという仕組みでございます。ただ、登録は義務にはなっておりませんので、実際登録されている団体さんと同じような活動をされていても、社会教育関係団体の登録はされずに活動している団体もいらっしゃるかと考えております。

ただ、先ほど鶴見委員もおっしゃったとおり、社会教育関係団体に登録をされると、公民館の使用料は減額の対象にもなりますので、そういった部分もあって登録の申請をされている団体さんもいらっしゃるだろうとは思いますが。

登録をしていただくことで、私たち市の教育委員会としましても、どのくらいの団体や人数が公民館など様々な場所で社会教育の活動をされているか把握できますし、それに対する施策等も考えてまいりますので、社会教育関係団体の登録という仕組みに意味があるものと考えております。

○鶴見委員

よく分かりました。ありがとうございます。

○草野委員長

この件に関してはよろしいでしょうか。

では、続いて、船橋市生涯学習基本構想・推進計画検討委員会委員の推薦についてです。

○社会教育課長

協議事項の船橋市生涯学習基本構想・推進計画検討委員会委員の推薦についてです。92 ページをご覧ください。第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）の推進計画が令和8年度をもって終了することから、今年度より、令和9年度から開始する後期計画の策定に着手いたします。

93 ページをご覧ください。船橋市生涯学習基本構想・推進計画検討委員会は、計画の策定に当たり、有識者の方などから意見をお伺いすることを目的として設置されたものです。この要綱第3条におきまして、委員会の委員は18人以内をもって組織することとなっておりますが、今回の委員は、市民委員を含む計10名、任期は令和7年8月から令和9年3月までの期間を予定しております。

第3条第4号の規定に基づき、社会教育委員からお一人ご推薦いただきますよう、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

なお、現在の前期の計画策定の際の検討委員では、社会教育委員からは草野委員長をご推薦いただき、ご尽力をいただいたところです。ありがとうございました。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○草野委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。検討委員会委員の推薦についてということで、委員の皆様からご意見を。

○磯野委員

引き続き、草野委員長にぜひお願いしたいと思います。

○草野委員長

私、草野という声がありましたけれども、いかがでしょうか、皆様。

（拍手にて承認）

○草野委員長

ありがとうございます。では、引き続き私が担当いたしますので、よろしく願いいたします。社会教育委員からは、私、草野を推薦させていただこうと思いますので、よろしく願いします。

以上で、次第の2番、協議事項を終了いたします。

では、続きまして、次第の3番、連絡・報告事項についてですが、まず、生涯スポーツ課よりお願いいたします。

○生涯スポーツ課長

生涯スポーツ課です。資料につきましては、本日お配りをさせていただきました船橋市

民駅伝競走大会の開催方法変更についての資料を見ていただきたく、よろしくお願いいたします。

船橋市民駅伝競走大会を主催します船橋市マラソン・駅伝実行委員会から、今後の市民駅伝競走大会につきまして開催方法の変更が示されましたので、ご報告させていただきます。

お配りしました資料の裏面を見ていただければと思います。こちらはイメージ図になってございます。これまで船橋市民駅伝競走大会につきましては、1月中旬に市内公道コースとして、中学校、高等学校、一般の男子によります「成人の日記念船橋市民駅伝競走大会」、そして、2月上旬に運動公園内の周回コースにて、小学校男女及び中学校・高等学校・一般の女子によります「船橋市小学生・女子駅伝競走大会」、この2つの駅伝大会を、マラソン・駅伝実行委員会の主催、そして教育委員会及びスポーツ協会の共催により開催をしてきました。

このうち、成人の日記念市民駅伝競走大会につきましては、昭和32年の第1回大会以来、市内の公道を使用して開催してきました。しかしながら、完全な交通規制が困難で、ランナーと一般車両が同じ道路を並走する状況が生じており、また、多数の脇道や店舗駐車場からの車両侵入を完全に防ぐことが難しく、また、その対応をする交通整理員の人員不足も問題となっておりました。さらに、大会によります交通渋滞に対しまして、ドライバーからの苦情も寄せられていたところです。

これらの現状を踏まえまして、持続可能な安全で安心な大会とするため、成人の日記念市民駅伝競走大会のコースを、市内の公道使用から運動公園内の周回コースに変更するとともに、船橋市小学生・女子駅伝競走大会と統合し、「船橋駅伝フェスティバル」として新たに開催するものとしたものでございます。

また、令和7年度は、令和8年の1月31日（土曜日）に運動公園を会場に、「2026 船橋駅伝フェスティバル」として開催の予定となっております。

なお、当社会教育委員会にて以前ご指摘のありました、男子が公道レースを走っていて、女子が運動公園の周回コースになっている。この男女差の指摘がありました点につきましては、この2つの大会を統合することによって解消されておりますことを申し添えさせていただきます。

なお、本件につきましては、6月19日の教育委員会会議にてご報告させていただきまして、本日、社会教育委員会にてご報告、そして、6月26日には中学校長会の研修会、小学校の校長会の研修会にて説明をする予定としてございます。

説明は以上でございます。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、ただいまの事項について、皆様からご意見、ご質問ございますでしょうか。

○石川委員

中学校長会の石川と申します。先日は、課長のほうに中学校長会にご出席いただき、あ

りがとうございました。

駅伝のほうは、どうしても中学校長会としてはやっぱり公道を走りたいというのは強いんです。なぜ難しいのかというのは聞いてよく分かったのですが、何か模索する点はないのかということと、あとは、これだけ一遍に小学校、中学校、高校、一般が走ると、駐車場をどうやって確保するのだろうと。もう大変な渋滞で、周りの車が全く動かない状態になってしまうので、そういう点をどうやって考慮していくのかということをお聞きしたいなと思っております。2点、よろしくお願いいたします。

○生涯スポーツ課長

先に駐車場のことをお話しさせていただきますと、今まで2つの大会をやっておりまして、おおむね2つの大会でそれぞれそんなに長い時間がかかるわけではなくて、午前中であるとか1時間半のレースという形になっておりました。それを今度は1日でやるということになります。部門ごとにそれぞれ分けてやります。部門一斉にスタートということではございません。まだ完全に決まりはではないですが、早い時間のうちには小学生部門を行う、次に女子と中学生、男子、最後に一般等と、ずらして大会の開催をしていくこととしております。運動公園の駐車場に加えて、運動公園の道路反対側にごじます県立特別支援学校さんの駐車場もお借りして大会を開催していく予定としておりますので、駐車場対策はそういった対策を図りながら交通渋滞のないように取り組んでまいりたいと考えております。

そして、この駅伝大会、公道をやめたというところの話ですが、一番の点は、選手の安全を図るといったところであります。駅伝競走大会は、中学、高校、一般男子が走るころですが、やはり走力の差がありまして、速いチーム、遅いチームといたしますが、大体20分以上の差がついてしまいます。そうしますと、先頭の選手団には審判長の車がついて、途中でまた車も入ります。そして一番最後尾には警備の車がついていきますが、選手が空いてしまいますと、例えばコンビニの駐車場とかから車がどうしても入ってきてしまいます。そこを完全に道路を封鎖するということができる大会ではなく、それをもしやるとなると、交通整理をする人間が非常にたくさん必要になってきます。

これまでスポーツ推進委員の方々とか、スポーツと健康を推進する会さんにも協力をお願いしていたのですが、最近では高齢化を理由になかなか出せないというようなお話も頂戴してしまっていて、では警備会社のほうにということも我々考えまして、警備会社に当たりましたところ、1つの警備会社ではとてもではないが人数を賄うことができません。ほかの警備会社さんにも声をかけてくださいと。ただ、お声がかかったとしても、ほかのイベントがあれば、そちらのほうに回すことはできませんといった回答をいただいています。

そのような状況がある中で、これまでもずっとそんな状況で開催してきたのですが、実行委員会におきましては、陸上競技協会の中に学校の先生方もいらっしゃいます。その先生方も公道で走らせてあげたい気持ちは皆さん持っていらっしゃるのですが、完全な交通規制ができずに選手の安全が確保できない中では、苦渋の決断ではあるけれども致し方ないだろうというお話も出ておりました。

最近では、習志野のマラソン大会が公道で走れなくなったり、銚子の大会も公道を走るレースが中止になっている。そして、ほかの駅伝大会でも車と選手が接触する事故なんかも起きている。そんな状況を鑑みますと、実行委員会として苦渋の決断ではあるけれども、公道をどこかでやめなくてはいけないであろう。それはこのときであろうというお話も出ていたところでございます。

こういったことから、なかなか対策を取ることができず、運動公園の安全なコースで走ることになったところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○長尾委員

小学校長会、長尾です。説明ありがとうございます。

私は小学校なので、運動公園内周回コースで、先ほど説明があったように、小学校男女、中学校女子、高等学校女子、一般女子ということで、そちらのほうに子供たちは参加していたわけですが、小学校のレースを一番最初にやっていたと思います。それで、保護者も多くて、私は駐車場に止められなくて、プールの下の駐車場に車を止めて、子供たちの応援に行きました。子供たちが終わったので帰ろうと思って車に乗り込んで、あそこの駐車場を1時間後に出ました。小学校は特に保護者の応援が多くて、なかなか出られずに、結局、公共交通機関のバスで帰ったほうが早く、解散式に間に合わなかったこともありました。これを1日で一緒にやってしまうとなると、時間差をつけても、駐車場は動きがなかなか活発ではないので、出る時には混み合ってしまう。入りと出がすごく重なるのではないかという心配をしてしまうところです。これは1日でやるという計画なのでしょうか。

○生涯スポーツ課長

ご意見ありがとうございます。1日でやる予定にしておりますが、これには一つ、学校の先生方の負担を軽減しようという趣旨もございまして、特に中学校の先生方ですと、この2つの大会を統合することによって、1日出ていただくことで終わる。日にちをずらして開催してしまうと、2回先生方には出ていただかなくてはいけないということもありまして、そこに配慮して1日での開催というふうに考えてございます。

いただきました駐車場の問題につきましては、運動公園はこれから夏のプールもあるところですが、そちらのときも駐車場がいっぱいになるようなことがありまして、駐車場の対策はいろんなことを図っております。夏のプールの時期ですと、すぐ近隣に夏見台まちかどスポーツ広場がございますので、そちらを駐車場として使ったり、医療センターの駐車場を借りたり、そういった対策も図っているところですので、今いただきましたご意見も参考にしながら駐車場対策のほうを考えてまいりたいと思っております。

○生涯学習部長

今、生涯スポーツ課長が説明しましたけれども、ちょっと誤解のないように、市が主導してこれをやっているわけではなくて、あくまで実行委員会組織でやっている大会でございます。

市も教育委員会が共催という立場なものですから、たまたま事務局は生涯スポーツ課に

ありますけれども、今最後に生涯スポーツ課長が言いましたように、学校の先生方が中心で実施されています。それも中学校の陸上部の先生方が朝につけ夜につけご指導しながら大会の運営もしてくださっているという中では、正直ちょっと限界が来ております。

石川先生も前にいらっしゃったのでよくご理解いただいていると思いますが、その中で、本当に陸上競技協会の先生方も苦渋の決断をされていて、私、3年前に生涯スポーツ課長をしていたときに、ちょうどコロナになって、その時点が分岐点だったのかなと。3年この大会ができなかった中で、やはり3年事業が停滞してしまいますと、継続とはいえ、全く新しい形でやるのと同じ形になります。それで3年目はどうしてもやりたかったのですができずに、スポーツ健康都市 40 周年を機に、一度は公道で走ってみたわけです。やはり警察さんのほうのご指導もかなりきついものがあったというように聞いておりますし、千葉県の中でも今、公道を走っている駅伝というのはほとんどありません。マラソン大会は、流山とか、お隣の白井市さんですとか、富里のスイカマラソンとかがありますが、駅伝になりますとほとんどないというところなので、本当に市としても教育委員会としても残念ではありますが、やはり子供たちの安全を考えるというところでは致し方ないだろうと。

駐車場の問題については、これも多分、市と実行委員会さんと指定管理者である運動公園さんと協議をしながら最善の策を取っていくものと考えておりますので、ぜひ社会教育委員の皆様にもご理解いただきまして、運動公園の中でやる大会がこれまでの歴史を塗り替える新しい大会になるようにご支援賜ればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○草野委員長

ありがとうございました。安全性という問題をどういうふうに確保しながらよりよい大会を運営するかということで、大変なご苦勞がうかがえて、改めて現場の負担といいますか、現場の方々の尽力に感謝申し上げたいと思います。

では、次に参りますけれども、郷土資料館よりお願いいたします。

○郷土資料館長

郷土資料館です。夏休み期間中の企画展及びイベントについてご説明させていただきます。資料 95 ページから 100 ページをご覧ください。

まず1つ目は、郷土資料館企画展「船橋のこどもたち」です。

郷土資料館は、小学生や乳幼児連れの来館者が多い施設であります。特に夏休みなどの長期間中は、展示室や図書コーナーにおいて2世代、3世代で楽しそうに会話をしている様子をよく見かけます。このような当館の特徴を踏まえて、船橋で育った子供に関する資料や調査研究の成果を、時代による変化に注目しつつ紹介する企画展「船橋のこどもたち」を、7月19日から9月15日までで開催いたします。老若男女誰にでも親しみやすい「こども」というテーマを取り上げることで、展示を見る方々に会話を弾ませるきっかけになっていたいただければと考えております。

展示内容は、子供たちが好んだ遊びの時代と地域による違いなどを紹介する体験ゾーン

や、江戸時代から現代までの社会と子供のあり方をパネルと資料から学べる学習ゾーンを設けます。また、関連イベントとして、当館学芸員や公募したボランティアによる展示解説を行うほか、館内及び薬円台公園において、子供たちが読書や様々な昔の遊びを体験できるイベントも計画しております。

続いて2つ目になります。吉澤野球博物館資料展示室企画展「東京六大学野球栄光の100年～吉澤博物館の宝～」です。

東京六大学野球は今年100周年を迎え、日本の野球史において学生野球の存在は欠かせないものであります。船橋市には、東京六大学野球を中心に、アマチュア野球についての貴重な資料を収集・展示していた吉澤野球博物館がありました。また、吉澤野球博物館の資料が船橋市に寄贈されて今年は10周年と節目の年でもあります。かつて本中山にあった吉澤野球博物館には、元東京六大学野球の選手や関係者も多く訪れておりました。今回の企画展では、吉澤野球博物館に来館した選手や関連する吉澤野球博物館旧蔵資料をご紹介します。

展示内容は、東京六大学野球の設立の背景を、パネルや写真、当時の新聞、チケットといった実物資料のほか、昭和初期の各大学のユニフォームを東京六大学連盟より借用して展示、吉澤善吉氏が選手たちに行ったインタビュー、声の歴史についても併せてご紹介いたします。

会期は7月19日から9月1日までで、会場は船橋総合体育館（船橋アリーナ）内、吉澤野球博物館展示資料室になります。関連イベントとして、7月30日、8月17日、8月27日には担当学芸員による展示解説を行うほか、8月17日にスポーツ講演会も予定しております。

3つ目となります。飛ノ台史跡公園博物館で行われる「第24回縄文コンテンプラリー展 in ふなばし」です。

縄文コンテンプラリー展は、飛ノ台史跡公園博物館開館の翌年、平成13年からスタートして、縄文文化の理解を目的に、芸術家や研究者たちが縄文時代から受けたインスピレーションや作品、映像、パフォーマンスなどで表現する企画展です。

今回のテーマは「祈り」。縄文時代の人々は粘土や自然物などで祭具や調度品をつくり、そこに様々な工夫や装飾を施しました。発掘により地中から見つけ出された品々からは、今も彼らの願いや望みが感じられます。狩りの道具や土器、衣類や装飾品などはもちろん、祭事に使われたと思われる品々からは、彼らの祈りが縄文と称される造形や文様として封じ込められています。このような祈りのための造形は、心が心のために必要とした行為であり、そしてそのような行為は、現在、アートと呼ばれています。今回は、縄文の遺物を手作業が残した心から心へのメッセージとして捉え、今を生きるアーティストの視点から、縄文時代の造形と現代アートとの共鳴を生み出しております。

会期は、7月20日から8月31日まで。会期初日には、縄文アートまつりを開催。ワークショップやアーティストトーク、パフォーマンスを実施します。また、7月20日、8月2日・3日・9日・16日・24日・30日にはワークショップを開催し、縄文土器や土偶、ジグ

ソーパズルなどを作成し、縄文への関心と理解を深めていただきます。

最後になります。4つ目は「とびはく大冒険」です。

7月19日から8月31日の夏休み期間中、飛ノ台史跡公園博物館では、子供向け夏休みイベントを開催いたします。とびはくクイズラリーや有料ワークショップ、縄文体験コーナー、今回で3回目となるとびはく所蔵土器人気投票など、盛りだくさんでございます。夏休みの工作や自由研究のテーマにお役に立てると思いますので、多くの皆さんのお越しを心からお待ち申し上げます。

郷土資料館からの説明は以上となります。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、ただいまの事項についてご意見、ご質問ございますでしょうか。

○佐原副委員長

質問させてください。PTA連合会の佐原です。

アートワークショップのところに、1回目10時から11時半、2回目14時から15時半、定員15名となっていますが、この1回目というのは、例えば8月2日・16日のものと、2日が1回目、16日が2回目というふうに見るのでしょうか。7月20日のところにはちゃんと定員が15名と書いてありますが、あとのものも定員15名ということでしょうか。

○郷土資料館長

こちらの記載はそれぞればらつきがございますので、恐らくそれぞれの日にちで1回目、2回目、2部構成で行われるはずでございます。恐らくそれぞれが定員は15名ということで間違いないと思います。

○佐原副委員長

ありがとうございます。ちょうど夏休み期間中に行うので、子供を持つ親にとっては、自由研究になるのでとてもいいんじゃないかなと思うので、もうちょっと分かりやすく書いてあるといいかなと思いました。

○草野委員長

ほかにいかがでしょうか。

この4つの企画、非常にそれぞれ魅力的な企画で、六大学野球なんかは、ちょうど長嶋茂雄さんが亡くなられたこともありまして、改めて六大学野球の歴史に注目が集まっているようですが、やはり日本の野球文化をつくる上で、大学野球、そして甲子園100年ということですので、高校野球とかそういう学生野球が果たしてきた役割は非常に大きかったと思いますので、そういうものを改めて学びにできるということで非常に魅力的な企画だと思いました。

子供の企画も、江戸時代、かなり古い時代からということで、数百年の歴史というものを体感できるということで、これも非常に魅力的だと思いました。

ただいま佐原委員からもありましたように、子供たちもちょうど夏休みということもあるので、こういった企画にぜひ参加を呼びかけて、たくさんの子供たちが参加できるよう

な企画にしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次第の４番、その他に参ります。委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

事務局からは特にございません。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、これにて令和７年度第２回社会教育委員会議を終了いたします。

次回ですが、第３回社会教育委員会議は、８月１９日（火曜日）午後３時から、市役所７階 705 会議室にて行います。

本日の議事録の署名委員ですが、名簿の順番ですと石川委員と鶴見委員ですが、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

（両委員 了承）

○草野委員長

では、ちょっと長時間にわたりましたがけれども、どうも本日はありがとうございました。

午後４時４０分閉会